

令和 8 年度 若年人材育成推進事業
愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）
—— 企画提案募集実施要領 ——

この要領は、令和 8 年度若年人材育成推進事業における愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

県内で働く若者の「リアル」を県内外の大学生（メインターゲットは低学年）に向けて愛媛県内で働く若手社会人の働き方や暮らしに関する情報を発信し、県内で働くことを身近に感じてもらうことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度 若年人材育成推進事業 愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 予算上限額

金 4, 400 千円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（1）～（7）までの全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て及び会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 次に掲げる団体でないこと。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を

経過しない者の統制下にある団体

- ②政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職という。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - ③宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (7) 本事業を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4 スケジュール (予定)

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	令和8年4月15日(水)		
参加申込書提出期限	令和8年4月22日(水)	様式1	電子メール
説明会	令和8年4月24日(金)		
質問書提出期限	令和8年4月28日(火)	様式3	電子メール
企画提案書類提出期限	令和8年5月22日(金) 必着	様式4	郵送または 持参
辞退届提出期限	令和8年5月22日(金)	様式2	電子メール
審査会	令和8年5月26日(火)		
審査結果通知	令和8年5月28日(木)		

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者全員に対して連絡を行う。

5 企画提案の参加手続き

(1) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②会社概要関係書類(様式指定なし)

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの

(2) 提出部数: 1部

(3) 提出方法

電子メールにより「13問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

※令和8年4月22日(水) 17時までに電子メールにて提出すること。

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月22日(金) 17時までに辞退届(様式2)を電子メールにより「13問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

6 説明会

日時: 令和8年4月24日(金) 13時～

場所: Zoom を使ってオンラインで実施

参加申込: 参加希望者は令和8年4月22日(木) 17時までに、企業名、担当者名、連絡先(メールアドレス)を入力し、電子メールにより「13問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

7 質問の受付及び回答

本業務に関する質問等がある場合は、次により質問書(様式3)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(2) 提出期間

令和8年4月28日（火）までとする。

(3) 回答は令和8年5月1日（金）までに、全参加者に電子メールにて行う。

(4) その他

①電話や口頭、受付期間以外の質問は受け付けない。

②提案書の記載内容や審査基準、積算に関する質問、他の参加申込者からの提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については一切回答しない。

③質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に関わるものについては、質問に対してのみ回答する。

8 企画提案書及び見積書の提出方法

(1) 提出物及び提出部数

①企画提案提出書（様式4） 正本1部、副本5部

②企画提案書（様式指定なし） 正本1部、副本5部

③見積書（様式指定なし） 正本1部、副本5部

(2) 企画提案書等の作成方法

①原則として、A4判（縦向き）、20ページ以内を目安とし、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

②提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

・宛名

一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構 代表理事 服部 正

・標題

「令和8年度 若年人材育成推進事業 愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）」

・提出年月日

・社名及び責任者の氏名・連絡先

③次の事項を内容に含めること。

・実施内容及び方法

・効率的な業務の実施内容や方法を具体的に記載すること。

・過去の実績（画像及び動画）が分かるアカウント名やURLを記載すること。

・スケジュール

・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。（取材開始予定日、投稿予定日等）

・業務の実施体制

・法人の組織図及び人員体制、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。

・事業費内訳（見積額）

・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。

(3) 提出方法

郵送または持参により「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月22日（金）必着。

(5) 留意事項

- ①企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
ただし、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ②提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ④企画提案への参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ⑤提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ⑥書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦提案に際して、受注事業として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ⑧公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- ⑨専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現とすること。
- ⑩提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを活用すること。

9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

受託候補者選定のための審査会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、次の選定基準に基づき、総合的に評価して行うものとする。

- ①事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- ②事業の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。なお、評価基準（評価のポイント、配点）は、以下のとおり。

審査基準

審査項目	内容	配点
応募者の実績	・類似または同種業務の受託実績があり、本業務の遂行にあたり有益な知見を備えているか。 ・安全かつ継続的に運用できるノウハウを有しているか。	10
業務の実施体制	・提案内容を円滑に履行できる実施体制となっているか。 ・動画の企画・制作にかかる人員はターゲット層に訴求できる人選となっているか。	10
業務の理解度	・委託業務の目的や趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。 ・低学年からの早期アプローチの趣旨を深く理解し、キャリアイメージ具体化に資する提案となっているか。	10
企画力	・事業目的を達成するにあたり、フォロワーの獲得数や動画の再生回数等の目標設定が適切であり、目的達成のための企画、題材、構成、投稿案、投稿頻度等の取り組みは具体的かつ合理的で実現可能性の高い内容と	30

	<p>なっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層に訴求する題材を取り上げているか。 ・投稿が検索にかかりやすくするための工夫について、具体的で効果的な内容となっているか。 ・愛媛の仕事や暮らしに関する魅力が十分に伝わる効果的な内容となっているか。 	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を適性かつ確実に履行することが可能なスケジュールが組まれているか。 	10
運用力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施における効果検証・分析・改善が行える工夫があるか。 ・取材先との交渉、取材調整は円滑に実施可能か。 	20
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に要する経費は適切な価格であるか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 	10

(2) プロポーザル審査会

①日付

令和8年5月26日(火)

②場所

ジョブカフェ愛 work セミナールーム(松山市湊町4丁目8-13)

③実施方法

- ・プレゼンテーションは説明15分、質疑応答20分程度を予定している。
- ・その他、詳細等は別途参加者に通知する。
なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込みの受付順とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名までとする。
- ・業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(3) 注意事項

- ①説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うこと。
- ②審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
期間：プロポーザル審査会の前日まで
方法：参加申請書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ③指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
- ④審査会は非公開とする。

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。

10 結果通知方法

- (1) 審査結果は、審査対象となった応募者全員に書面で通知する。ただし、採点結果等は通知しない。なお、審査結果に係る質問や意義申し立ては受け付けない。
- (2) 審査結果通知日
令和8年5月28日(木)

1.1 失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他この書面に示された条件に適合しなかった場合。

1.2 契約する事項

(1) 契約候補者

審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ①契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないことが判明したとき
- ②契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、予算上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本業務の委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、当機構と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- ②企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により当機構がやむをえないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ③別添「令和8年度 若年人材育成推進事業 愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）業務委託仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、双方協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(4) 再委託の禁止

本業務を再委託することは原則認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、書面によりあらかじめ当機構の承諾を得るものとする。

1.3 問い合わせ先・提出先

一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構

松山市湊町四丁目8番地13

担当：西村、内田

T E L : 089-913-8686 F A X : 089-913-8685

メールアドレス：r-nishimura@ai-work.jp

CCにn-uchida@ai-work.jpを含めること